



株式
会社

ギンズ。ロ

水から広げる環境づくり



令和5年 環境経営レポート

発行日: 令和5年(2023年)6月30日

対象期間: 令和4年4月1日～令和5年3月31日(令和4年度)

目次



目次	1
1. 環境経営方針	2
2. 会社概要	3~8
3. 環境経営目標	9
4. 環境経営計画	10
5. 実績/環境活動の取組結果と評価・次年度の取組内容	11~16
6. 環境法令等評価（順守）一覧表 環境関連法規の違反、控訴等の有無	17~18
7. 代表者による全体評価と見直しの結果	19

1. 環境経営方針

【基本理念】

守れるのは、”水”と”命”。かつて”自然”は大きな器の中で自浄作用により自らを守り続けていました。

しかし人間は、その器の大きさに限界があることを忘れ、さらに器そのものを破壊し続けたことで、既に「環境破壊」として器から溢れ出してしまったと言えます。

様々な側面で環境破壊の危機が叫ばれる今日、自浄作用の器を取り戻すために私たちができること。そして私たちの「責任」「役割」とは…。

私たちは”水から広げる環境づくり”をモットーとし、生命の根源である”水”を守り続けています。

【環境経営方針】

- 1 エコアクション21ガイドラインに準拠した環境マネジメントシステムを構築し、経営における課題とチャンスをつまみ、継続的に改善することにより環境保全活動を推進します。
- 2 環境法規制及び地域と取り交わした協定を遵守いたします。
- 3 下記の項目を重点活動項目と定め、事業活動の環境負荷を低減します。
 - ①処理施設からの放流水を良好な状態に維持することによって、太田川及び瀬戸内海の環境保全に努めます。
 - ②節電、省エネルギーにより、二酸化炭素排出量の削減に努めます。
 - ③循環型社会の構築の為、3Rの推進(削減、再利用、再資源化)に努めます。
 - ④グリーン購入法対象商品の購入促進に努めます。
 - ⑤廃棄物収集運搬における環境負荷に配慮し化石燃料排出抑制に努めます。
 - ⑥化学物質の適正処理に努めます。
 - ⑦節水に努めます。
 - ⑧環境に配慮しながら建設工事を施工します。
- 4 環境への取組を環境経営レポートに取りまとめ公表します。



制定日:平成29年5月1日
改訂日:令和4年4月1日

株式会社クリンプロ
代表取締役 川村広晶

2. 会社概要

1).事業所名及び代表氏名

株式会社クリンプロ

代表取締役社長 川村広晶

2).認証対象事業所及び所在地

本社 広島県山県郡安芸太田町土居310番地

TEL0826-28-1880 FAX0826-28-1883

※対象事業所「本社」として事業活動を下記「事業内容（エコアクション21対象範囲）」を対象とした「サイト認証」である。

3).最高責任者及び環境管理責任者

最高責任者 川村広晶

環境管理責任者 栗栖一成

4).事業内容(エコアクション21対象範囲)

一般廃棄物収集運搬業、産業廃棄物中間処理、収集運搬業
浄化槽保守点検清掃業、排水管清掃業、貯水槽清掃業
各種汚水処理施設運転管理業、一般建設業、解体工事業

5).法人設立年月日

昭和31年5月24日

6).資本金

3,000万円

7).事業規模 (令和2年度)

(2022~2023年)

活動規模	単位	令和2年	令和3年	令和4年
処理量(一廃収集運搬)	t	6311.1	6324.3	6718.2
処理量(産廃中間処理)	t	1680.0	1695.0	1725.0
中間処理後最終処分量	t	224.9	220.8	220.9
処理量(産廃収集運搬)	t	584.9	502.5	503.4
総売上高	百万円	675	693	693
廃棄物売上高	百万円	207	183	183
その他売上高	百万円	468	510	510
従業員	人	22	28	29
床面積	m ²	136	136	136

8).車両台数

普通自動車4台 軽自動車9台 吸引車4台 収集車14台 脱水車1台
高圧洗浄車2台 工事車8台

9)-1.許認可番号

項目	浄化槽保守点検登録		浄化槽清掃許可			
許可番号	広島県	広島市	安芸太田町	北広島町	広島市	廿日市市
	県60第0402号	77	第1-1号	第浄2号	77	307
有効年月日	令和4年1月1日～令和6年12月31日	令和3年12月25日～令和6年12月24日	令和5年4月1日～令和7年3月31日			令和4年4月1日～令和6年3月31日
許認可先	安芸太田町,北広島町,廿日市市		広島市域 <small>(安芸地区衛生施設管理組合の所掌する地区を除く)</small>	安芸太田町管内	北広島町 <small>(旧北町区域に限る)</small>	広島市域 <small>(安芸地区衛生施設管理組合の所掌する地区を除く)</small>

項目	一般廃棄物収集運搬業許可			
許可番号	安芸太田町	北広島町	広島市	廿日市市
	第2-1号	第液2号	77	207
有効年月日	令和5年4月1日～令和7年3月31日			令和4年4月1日～令和6年3月31日
種類	安芸太田町管内	北広島町	広島市域	廿日市市内一円
許認可先		<small>(旧北町区域に限る)</small>	<small>(安芸地区衛生施設管理組合の所掌する地区を除く)</small>	

9)-2.許認可番号

項目	産業廃棄物収集運搬許可		
許可番号	第03404041592号	第03300041592号	第03500041592号
有効年月日	令和3年8月26日～令和8年8月25日	令和2年8月18日～令和7年8月17日	令和2年6月3日～令和7年6月2日
種類	汚泥,廃油,廃ﾌﾞﾗｯｸ類,紙くず,木くず,繊維くず	汚泥,廃油,廃ﾌﾞﾗｯｸ類,紙くず,木くず,繊維くず	汚泥,廃油,廃ﾌﾞﾗｯｸ類,紙くず,木くず,繊維くず
許認可先	広島県	岡山県	山口県

項目	産業廃棄物収集運搬許可		
許可番号	第03200041592号	第03104041592号	
有効年月日	令和2年6月8日～令和7年5月19日	令和2年8月20日～令和7年8月19日	
種類	汚泥,廃油,廃ﾌﾞﾗｯｸ類,紙くず,木くず,繊維くず	汚泥,廃油,廃ﾌﾞﾗｯｸ類,紙くず,木くず,繊維くず	
許認可先	島根県	鳥取県	

9)-3.許認可番号

産業廃棄物処分業許可(中間処理)

許可区域	広島県	許可期間	自:令和5年1月12日
許可番号	第03424041592号		至:令和10年1月11日
積替保管	許可無し		
施設の種類	脱水施設(移動式)		
設置場所	広島県山県郡安芸太田町大字土居310番地		
	広島県廿日市市吉和3697番地		
	広島県山県郡安芸太田町大字中筒賀字砂ヶ原415番地		
	広島県山県郡安芸太田町大字横川字二軒占屋855番地の2		
	広島県山県郡安芸太田町大字上殿字欒2237番地4		
	広島県山県郡安芸太田町大字加計字香草873番地1		
許可年月日	平成9年11月21日設置 平成9年9月29日許可 A04008号		
処理能力	汚泥 48m ³ /日		
産業廃棄物の種類	【脱水】汚泥(水銀使用製品産業廃棄物、水銀含有ばいじん等、判定基準に適合しないもの及び特別管理産業廃棄物であるものを除く。)		

許可区域	広島市	許可期間	自:令和5年1月12日
許可番号	第07320041592号		至:令和10年1月11日
積替保管	許可無し		
施設の種類	脱水施設(移動式)		
設置場所	広島市内一円		
許可年月日	平成17年4月25日 第D1029号		
処理能力	汚泥 48m ³ /日		
産業廃棄物の種類	汚泥(判定基準に適合しないものを含まない。) (水銀使用製品産業廃棄物、水銀含有ばいじん等及び特別管理産業廃棄物であるものを除く。)		

10).処理工程図



下水道汚泥処理

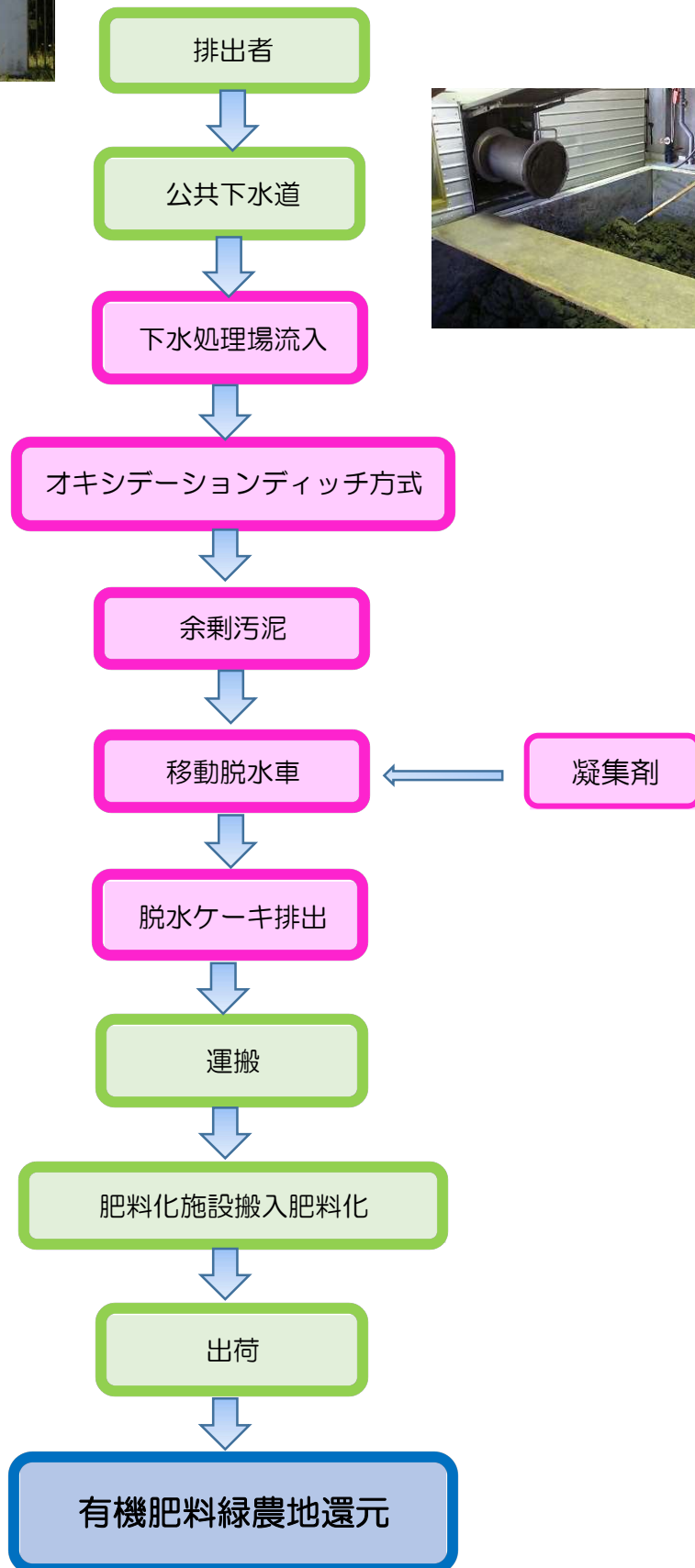
《下水道汚泥》

処理施設の種類…下水処理施設

産業廃棄物の種類…下水汚泥

処理能力(規模)…48m³/日

処理方式…遠心分離方式

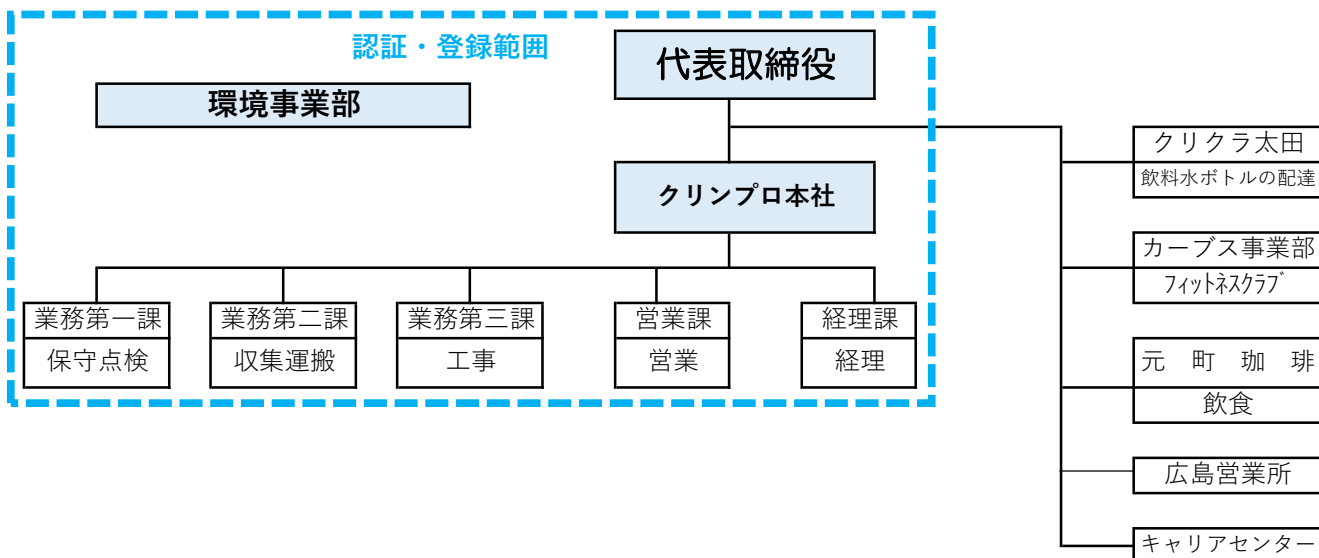


11).環境関連技術者・習得人数

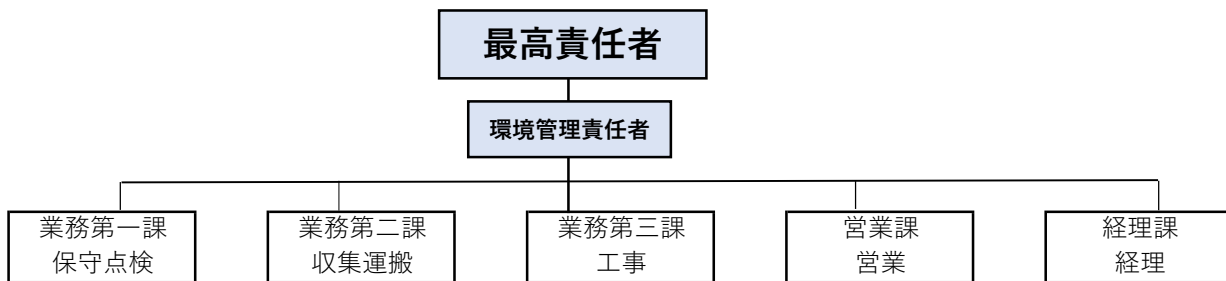
浄化槽管理士・・・・・・・・・・	12名	車両系建設機械・・・・・・・・・・	3名
浄化槽技術管理者・・・・・・・・・・	9名	小型移動式クレーン運転技術者・・・・・・・・	6名
浄化槽設備士・・・・・・・・・・	1名	酸素欠乏硫化水素危険作業主任者・・・・	5名
浄化槽清掃技術者・・・・・・・・・・	1名	し尿処理施設技術管理者・・・・・・・・・・	1名
浄化槽清掃実務者・・・・・・・・・・	3名	産業廃棄物中間処理技術管理者・・・・	2名
第2種電気工事士・・・・・・・・・・	3名	貯水槽清掃作業監督者・・・・・・・・・・	1名
ごみ処理施設技術管理者・・・・・・・・	1名	1級土木施工管理技士・・・・・・・・・・	1名
2級管工事施工管理技士・・・・・・・・	2名	2級土木施工管理技士・・・・・・・・・・	1名
危険物取扱者乙・・・・・・・・・・	5名	冷媒回収技術者・・・・・・・・・・	2名
玉掛け技能講習・・・・・・・・・・	4名	第1種消防設備点検資格者・・・・・・・・	1名
高所作業運転者・・・・・・・・・・	1名	第2種消防設備点検資格者・・・・・・・・	1名
職長・安全衛生責任者教育講習・・・・	5名		
浄化槽法定検査 検査補助員・・・・	3名		
下水道処理施設 第3種技術検定・・・・	11名		
下水道処理施設 管路施設・・・・・・・・	8名		
下水道排水設備工事責任技術者・・・・	2名		
給水装置主任技術者・・・・・・・・・・	2名		
産業洗浄技能士・・・・・・・・・・	3名		



12).会社組織図



13).EA21組織体系図



	役割・責任・権限
最高責任者	<ul style="list-style-type: none"> 環境管理責任者の任命 環境経営方針の制定 環境経営目標及び環境経営計画の承認 EMSの運用の最終的な責任と権限 EMMの制定改廃の決裁 EMSの見直し マネジメントレビュー(環境経営レポート) 各手順書の承認
環境管理責任者	<ul style="list-style-type: none"> EMMの制定改廃の提案 EMSの確立及び運用推進 マネジメントレビューの為にEMSのパフォーマンス報告 環境経営目標及び環境経営計画の立案 環境経営方針の周知 環境負荷及び環境への取組状況の評価 環境経営目標及び環境経営計画の実施状況の確認及び見直し 環境経営目標及び環境経営計画における責任者の任命(部門責任担当者) 法規制の遵守状況の確認及び代表者への報告
部門担当責任者	<ul style="list-style-type: none"> 自部門に関連する環境経営計画の実施
全従業員	<ul style="list-style-type: none"> 環境経営方針の理解と環境への取組みの重要事項を自覚 決められたことを守り、自主的・積極的に環境活動へ参加

3 環境経営目標

項目				環境経営目標		
				2022年度	2023年度	2024年度
処理施設からの放流水を良好な状態に維持する		目標値	—	—	—	
		達成率(%)	—	—	—	
二酸化炭素排出量の削減	電気使用量の抑制	基準年度 2017年度 総量 (Kg-CO2)/年	15095.0	14941.0	14787.0	
		基準値 15403.1(Kg-CO2) 削減率(%)	2.0%	3.0%	4.0%	
	自動車燃料の削減 (営業車、管理車)	基準年度 2018年度 総量 (Kg-CO2)/年	36902	36902	36902	
		基準値 37655.0(Kg-CO2) 削減率(%)	2.0%	2.0%	2.0%	
	自動車燃料の削減 (収集運搬車両)	基準年度 2019年度 原単位 (Kg-CO2/t)	18.0Kg-CO2/t	19.2Kg-CO2/t	19.2Kg-CO2/t	
		収集量1t当たりのCO2排出量の原単位方式の評価とする 18.0Kg-CO2/t 削減率(%)	基準値を上回らない	基準値を上回らない	基準値を上回らない	
廃棄物の削減	事務所ゴミの削減	基準年度 2018年度 総量Kg/年	101.4	100.4	100.4	
		103.5Kg 削減率(%)	2.0%	3.0%	3.0%	
	廃棄物のリサイクル	基準年度 2018年度 総量Kg/年	4653.4kg (紙) 382.4kg (缶) 292.0kg (ペット)	4653.4kg (紙) 382.4kg (缶) 292.0kg (ペット)	4653.4kg (紙) 382.4kg (缶) 292.0kg (ペット)	
		4653.4kg (紙) 382.4kg (缶) 292.0kg (ペット) リサイクル向上率(%)	基準値を下回らない	基準値を下回らない	基準値を下回らない	
グリーン購入	グリーン購入の促進	目標値	・6品目購入	・6品目購入	・6品目購入	
		達成率(%)	基準値を下回らない	基準値を下回らない	基準値を下回らない	
受託した産業廃棄物収集運搬に伴う環境負荷の低減	自動車燃料の削減 (収集運搬車両)	目標値	—	—	—	
		削減率(%)	—	—	—	
化学物質の適正管理	化学物質の適正管理	目標値	使用薬剤の適正管理	使用薬剤の適正管理	使用薬剤の適正管理	
		達成率(%)	—	—	—	
水使用量の削減	水使用量の削減	目標値	—	—	—	
		削減率(%)	—	—	—	
環境に配慮した建設工事の施工	環境に配慮した建設工事の施工	目標値	・建設工事に伴う苦情0件	・建設工事に伴う苦情0件	・建設工事に伴う苦情0件	
		達成率(%)	100%	100%	100%	
その他	交通事故報告書の掲示・安全運転の啓発活動	目標値	—	—	—	
		達成率(%)	—	—	—	
	会社周辺及び車庫等の清掃	目標値	—	—	—	
		達成率(%)	—	—	—	

電力二酸化炭素排出係数0.691を使用(中国電力H29.12.21：実排出係数より)

4 環境経営計画

項目		責任者	取組内容
処理施設からの放流水を良好な状態に維持する		栗栖	・定期的なスケジュールで点検を行う
二酸化炭素 排出量の削減	電気使用量の抑制	常国	・不必要な時は消灯、使用時 ・空調の適温化、使用していない部屋の空調は停止のみ点灯 ・ブラインドやカーテンの利用等により、熱の出入りを調節 ・蛍光灯照明器具を順次LEDに取り替え
	自動車燃料の削減 (営業車、管理車)	沖 山根	・エコドライブ等運転方法の配慮 ・アイドリングストップ ・急加速・急停車の防止 ・冷房の控え目使用
	自動車燃料の削減 (収集運搬車両)	沖 佐々木	・収集運搬会議での効率化検討 ・低燃費運転の実施
廃棄物の削減	事務所ゴミの削減	常国	・分別の徹底 ・シュレッダー廃紙のリサイクル化 ・データでのやり取りで印刷物の削減 ・機器故障時の修理による長期運用
	廃棄物のリサイクル	常国	・作業ミスによる廃棄量の削減 ・シュレッダー廃紙のリサイクル化 ・会社自販機の利用 ・社外購入品の持ち帰り廃棄
グリーン購入	グリーン購入の促進	湯恵	・グリーン購入対象品目調査
受託した産業廃棄物 収集運搬に伴う 環境負荷の低減	自動車燃料の削減 (収集運搬車両)	佐々木	・収集運搬会議での効率化検討 ・毎月の安全・エコ運転評価
化学物質の適正管理	化学物質の 適正管理	住吉	・購入及び持出を記録することによる適正管理
水使用量の 削減	水使用量の削減	—	・節水シールの貼り付けによる呼びかけ
環境に配慮した建設工 事の施工	環境に配慮した 建設工事の施工	上本	・防音シートの設置工事
その他	交通事故報告書の 掲示・安全運転の 啓発活動	栗栖	・事故案件の翌日報告会議実施、周知 ・交通事故報告書を社内掲示
	会社周辺及び 車庫等の清掃	野田	・会社周辺の毎月1回の清掃 ・担当区分けによる整理整頓推進

電力二酸化炭素排出係数0.691を使用(中国電力H29.12.21：実排出係数より)

5 実績/環境活動の取組結果と評価・次年度の取組内容

環境経営目標に対する達成状況は、以下のとおりです。

処理施設からの放流水を良好な状態に維持する

取組項目	令和4年度判定
定期的なスケジュールで点検を行う	○



※処理施設からの放流水は良好、公的機関の水質検査も各種良好で管理できています。適切なスケジュールに沿って来年度も運転管理を行います。

活動内容

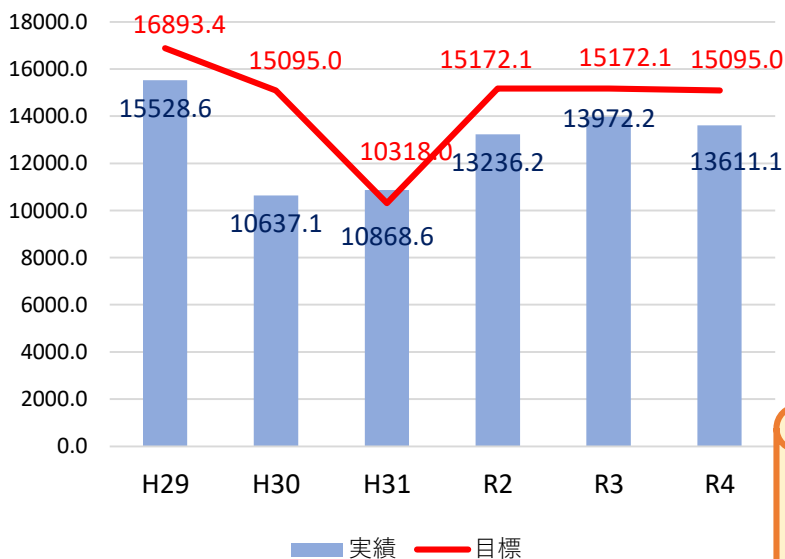
定期的なスケジュールに沿っての点検実施

電力の削減

取り組み項目	令和4年度		判定
	目標値	実績値	
電気使用量の抑制	15095.0kg-CO2	13611.1kg-CO2	○

※今年度も、目標値の達成ができました。使用量も前年に引き続き安定してきているので継続した節電に努めていきます。環境経営目標及び環境経営計画は引き続き取り組んでいきます。

電気使用量(kg-CO2)



活動内容

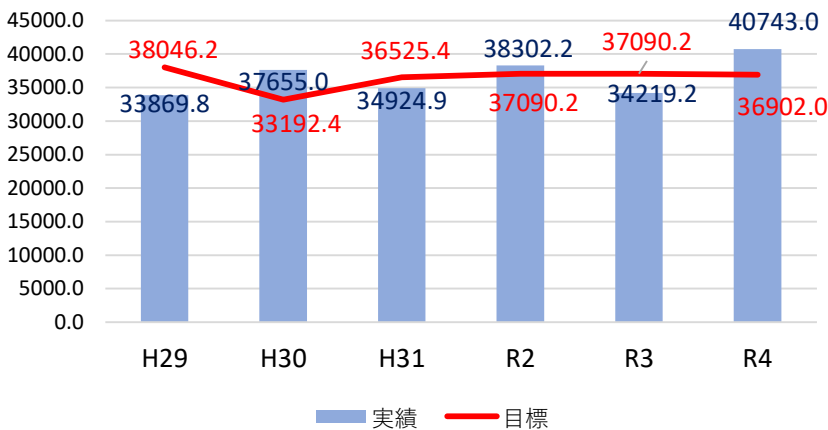
必要以外の電気の消灯
エアコンの温度調節

自動車燃料の削減

取り組み項目	令和4年度		判定
	目標値	実績値	
自動車燃料の削減 (営業車・管理車)	36902.0kg-CO2	40743.0kg-CO2	×

※稼働車両の増加とそれに伴う走行距離の増加を受け大幅に目標値を超えてしまいました。目標値をほぼ据え置き、実績値の安定を目指します。

自動車燃料使用量(kg-CO2)



活動内容
 アイドリングストップ
 運行経路の随時見直し
 急加速・急停車の防止

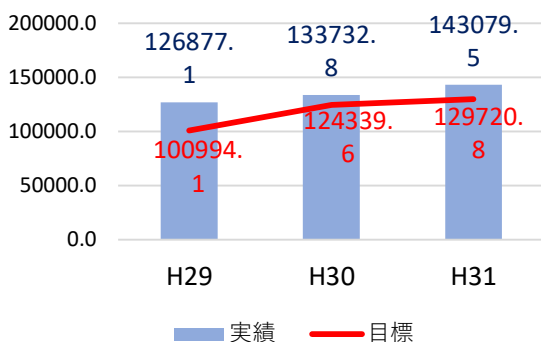


自動車燃料の削減

取り組み項目	令和4年度		判定
	目標値	実績値	
自動車燃料の削減 (収集運搬車両)	18.0Kg-CO2/t (基準値を上回らない)	19.8Kg-CO2/t	×

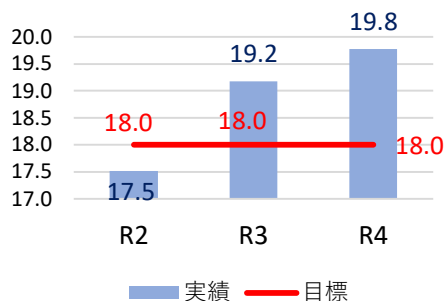
※廃棄物の収集量1t当たりのCO2排出量の原単位方式の評価になり3年目となりましたが、予定値を上回り目標達成とはなりませんでした。エコ運転を進め、効率的な運行が行えるよう目指します。

自動車燃料使用量(kg-CO2)



原単位方式

(Kg-Co2/t)R2～



活動内容

アイドリングストップ
 運行経路の随時見直し
 急加速・急停車の防止
 エコドライブ評価の点数アップ
 吸引時のバルブ開度制限

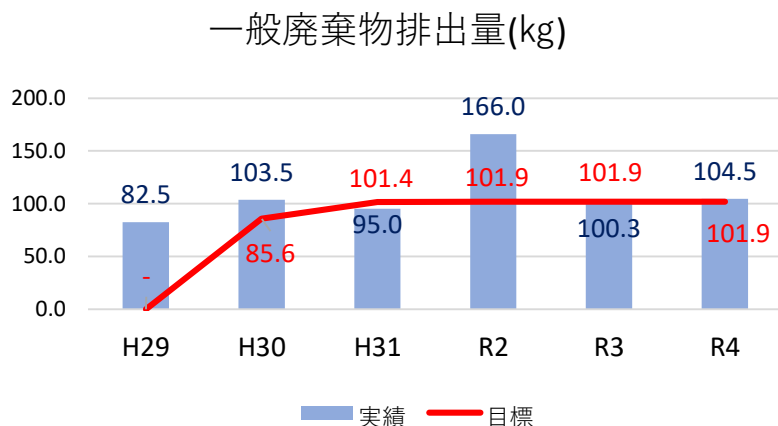
「2022年度の二酸化炭素排出量の合計値 255,144.70 kg-CO2」

廃棄物の削減

取り組み項目	令和4年度		判定
	目標値	実績値	
事務所ゴミの削減	101.9kg	104.5kg	×

※わずかながらも目標値を上回り、目標を達成できませんでした。

あと一歩のごみ削減意識の共有に努めます。



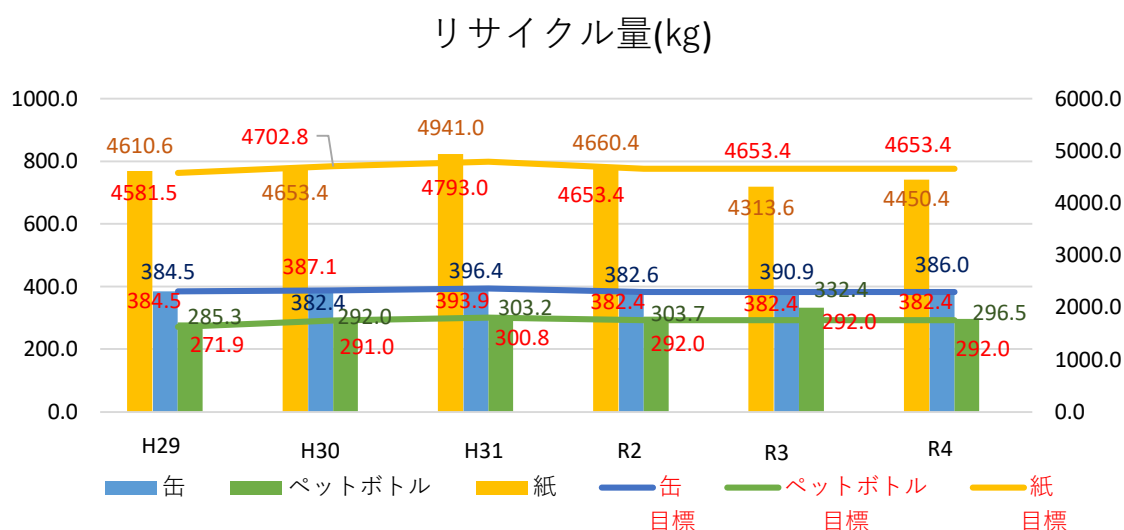
活動内容

裏紙使用
ミスプリント削減
分別による紙のリサイクル

廃棄物の削減

取り組み項目	令和4年度		判定
	目標値 (基準値を下回らない)	実績値	
廃棄物のリサイクル	紙 4653.4kg	紙 4450.4kg	×
	缶 382.4kg	缶 386.0kg	○
	ペットボトル 292.0kg	ペットボトル 296.5kg	○

※紙のリサイクル目標のみ達成が出来ませんでした。紙媒体の利用減少も影響している可能性は継続してありますが、目標値は据え置いて回収に努めます。



活動内容

ミスコピー用紙の再利用
紙・缶・ペットボトルのリサイクル

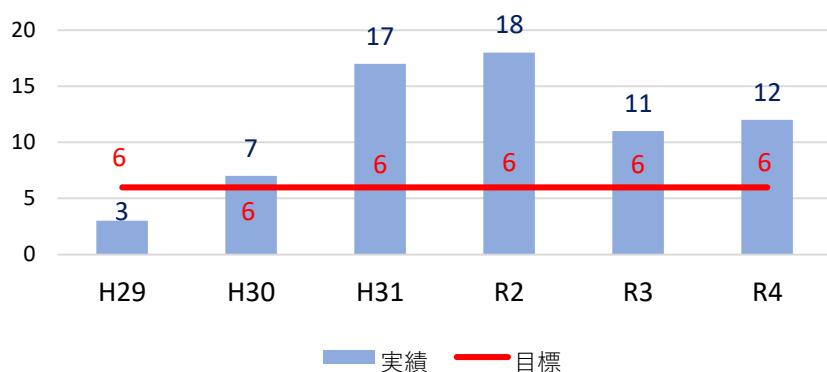
グリーン購入

取り組み項目	令和4年度		判定
	目標値	実績値	
グリーン購入の促進	6品目購入	12品目購入	○

※対象商品を優先的に購入します。

引続き物品を大切にする意識を持ちながら業務の実施を目指します。

グリーン購入品目



活動内容

ecoマーク商品の購入促進
ecoマーク対象商品の情報収集



化学物質の適正管理

取組項目	令和4年度判定
化学物質の適正管理	○

※購入及び持ち出しを記録することによる適正管理を継続していきます。



活動内容

購入及び持ち出しを記録することによる適正管理

水使用量の削減

取組項目	令和4年度判定
水使用量の削減	○

※井戸水を使用しているため水使用量を数値として把握することは出来ませんが、節水活動を継続して取り組み来期も水使用量の削減に努めていきます。

活動内容

節水活動を継続して取り組む



環境に配慮した建設工事の施工

取組項目	令和4年度判定
環境に配慮した建設工事の施工による苦情0件	○

※工事現場において騒音・振動に対する苦情はありませんでした。
来期も苦情0件を目指し、現場での作業を行います。

活動内容

騒音・振動に配慮して工事を行う作業前のKY活動を実施



その他

取組項目	令和4年度判定
交通事故報告の社内提示 安全運転の啓発活動	○

※交通事故を起こした場合翌朝の朝礼にて事故報告会を行い
ドライブレコーダーの映像を基に状況検分を行います。
月1回安全運転評価を行い運転時の危険挙動は無いかな、
エコ運転は実施されているかの検分を行い自分自身の
運転技量を認識すると共に今後の安全運転に役立てます。
来期も交通事故0を目指し活動します。



活動内容

交通事故報告書を社内提示
月1回安全運転評価を行う

その他

取組項目	令和4年度判定
会社周辺及び車庫棟の清掃	○

※会社周辺を清掃することにより環境の美化につながり
近隣住民の方と良好な関係が築けました。
車庫内は5Sに対する意識の向上に繋がっていきます。
来期も継続し地域の方との信頼関係を築きながら
環境衛生保全に貢献できる活動をしていきます。



活動内容

国道から会社までの道路を毎日清掃
月1回会社敷地内を清掃

6 環境法令等評価（順守）一覧表

評価一覧作成日：令和4年12月29日/順守確認日：令和5年4月13日

環境関連法規	適用条項	内容	要求事項	対象	順守状況
建設業法	H3	建設業の許可	建設業の許可	本社	適
浄化槽法	H3.3	浄化槽によるし尿処理等	環境省令で定める準則を遵守	本社	適
	H8	保守点検	保守点検の技術上の（施行規則）基準に従う	本社	適
	H9	清掃	清掃の技術上の（施行規則）基準に従う	本社	適
	H35.1	清掃業の許可	当該業を行おうとする区域を管轄する市町村長の許可	本社	適
	H39	標識の掲示	営業所ごとに、環境省令で定める事項を記載した標識を掲げる	本社	適
騒音規制法	H3.14	特定建設作業に関する規制	特定建設作業の実施の届出	本社	非該当
建設工事に係る資材の再資源化等に関する法律	H3.9	分別解体等の実施（分別解体等実施義務）	分別解体等をしなければならない	本社	適
	H4.16	再資源化等の実施（再資源化等実施義務）	分別解体等に伴って生じた特定建設資材廃棄物について、再資源化をしなければならない	本社	適
	H10	対象建設工事の届出等	対象建設工事を都道府県知事に届け出なければならない	本社	適
廃棄物の処理及び清掃に関する法律	H3.1.2.3	事業者の責務	自らの責任で処理、減量、処理困難防止。国、地方公共団体の施策協力	本社	適
	H6の2・6	事業者が一般廃棄物の運搬又は処分を委託することが可能な者	環境省令で定める者に委託	本社	適
	H6の2・7	事業者が一般廃棄物の運搬又は処分を委託する場合の基準	政令で定める基準に従う	本社	適
	H7. 1, 2, 5	一般廃棄物収集運搬業の許可	市町村長の許可、定める期間ごとに更新、許可要件に適合	本社	適
	H7. 13, 14, 15	一般廃棄物処理基準	基準に従った収集運搬、他人への委託禁止	本社	適
	H12	事業者の処理	産業廃棄物処理基準及び産業廃棄物保管基準に従う	本社	適
	H12の3	産業廃棄物管理票	運搬、処分を委託する場合に産業廃棄物管理票を交付	本社	適
	H12の3・2	管理票の写しの保存期間	環境省令で定める期間保存	本社	適
	H12の3・7	都道府県知事への報告	報告書を都道府県知事に提出	本社	適
	H14	産業廃棄物処理業	都道府県知事の許可、政令で定める期間の更新	本社	適
	H14. 6, 7	産業廃棄物処分業	都道府県知事の許可、政令で定める期間の更新	本社	適
	H14. 12	産業廃棄物処理基準の遵守	処理基準に従い収集運搬、処分	本社	適
	H14の4	特別管理産業廃棄物処理業	都道府県知事の許可、政令で定める期間の更新	本社	適
	H16の2	焼却禁止	何人も廃棄物を焼却してはならない	本社	適
H21	技術管理者	処理施設の設置者は技術管理者を置かなければならない	本社	非該当	
使用済自動車の再資源化等に関する法律	H 5	自動車の所有者の責務	使用済自動車の再資源化等を促進するよう努める	本社	非該当
毒物及び劇物取締法	H11	毒物又は劇物の取扱	各種必要な措置を講じなければならない	本社	適
	H12	毒物又は劇物の表示	各所に必要な表示をしなければならない	本社	適
消防法	H 1 7 の 1	消防用設備等の設置、維持	消防用設備等を設置し及び維持しなければならない	本社	適
	H 1 7 の 3 の 3	消防用設備等の点検及び報告	期的に資格を有する者に点検させ報告しなければならない	本社	適
	H9の4の2	指定数量未満の危険物の貯蔵、取扱について	指定数量未満の危険物を貯蔵し、又は取り扱う場所の位置、構造及び設備の技術上の基準は、市町村条例で定める	本社	非該当
廃棄物の処理及び清掃に関する法律（準拠）	H18	報告の徴収（広島県）	前年4月1日から3月31日までに処理した産業廃棄物処理実績報告	本社	適
	H18	報告の徴収（広島市）	前年4月1日から3月31日までに処理した産業廃棄物処理実績報告	本社	適
	H18	報告の徴収（鳥取県）	前年4月1日から3月31日までに処理した産業廃棄物処理実績報告	本社	適
	H18	報告の徴収（島根県）	前年4月1日から3月31日までに処理した産業廃棄物処理実績報告	本社	適
大気汚染防止法	H18の18	作業基準の遵守義務	特定粉じん排出等作業について、作業基準を遵守	本社	適
道路運送車両法	H47.1, 2	使用者の点検及び整備の義務	自動車を保安基準に適合させる点検・整備義務。	本社	適
	H58. 1	自動車の検査及び自動車検査証	自動車検査証の交付受領	本社	適
フロン類の使用の合理化及び管理の適正化に関する法律	H16の1	管理者の判断の遵守	第一種特定製品に関する管理、保管、処置の実施	本社	適
道路交通法、道路交通法施行規則	H 7 4 . 3 . 1	安全運転管理者等	安全運転管理者を選任	本社	適
	H 7 4 . 3 . 2	安全運転管理者等	安全運転管理者による交通安全教育その他の実施	本社	適
瀬戸内海環境保全特別措置法	H 1 2 の 2	排水水の排出の規制等	指定地域特定施設と水質汚濁防止法の適用	本社	適
	R 4 の 2	みなし指定地域特定施設	処理対象人員201人以上500人以下の浄化槽	本社	適
廃棄物の処理及び清掃に関する法律施行令	R4の4	事業者の一般廃棄物の運搬、処分等の委託の基準	一般廃棄物の運搬又は処分若しくは再生がその事業の範囲に含まれるものに委託	本社	適
	R4の5	一般廃棄物収集運搬業の許可の更新期間	2年	本社	適
廃棄物の処理及び清掃に関する法律施行令	R6の9	産業廃棄物運搬業の許可の更新期間	5年	本社	適
	R6の11	産業廃棄物処分業の許可の更新期間	5年	本社	適

(続き)

評価一覧作成日：令和4年12月29日/順守確認日：令和5年4月13日

環境関連法規	適用条項	内容	要求事項	対象	順守状況
広島市廃棄物の処理及び清掃に関する規則	K 9	許可証等の掲示等	一廃、産廃許可証及び検査済証の掲示、保管	本社	適
	K 1 2	業務の実績報告	廃棄物の収集運搬実績の報告（翌月5日まで）	本社	適
	K 1 8	従事者証	従事者証の携帯義務	本社	適
広島市浄化槽保守点検業者の登録等に関する規則	K 1 2	標識の掲示	浄化槽保守点検業標識義務	本社	適
	K14	業務実績報告	浄化槽保守点検業務実績報告義務（翌月5日まで）	本社	適
	K 1 9	業務実績報告	浄化槽清掃業務実績報告義務（翌月5日まで）	本社	適
安芸太田町廃棄物の処理及び清掃に関する条例施行規則	K 2 0	従事者証	浄化槽清掃業務従事者証の携帯義務	本社	適
安芸太田町廃棄物の処理及び清掃に関する条例施行規則	K11	業務の実績報告	一般廃棄物処理実績、又は浄化槽清掃実績報告書により各月の実績を、翌月の10日までに、町長に報告する	本社	適
北広島町し尿処理場設置及び管理条例施行規則	K 10	投入者遵守事項及び原型復旧	し尿処理場への投入作業後清掃、設備損傷時の原型復旧、事故処理	本社	適
北広島町浄化槽清掃業に関する条例施行規則	K 4	浄化槽清掃業務実績報告	各月の実績を翌月の5日までに業務実績報告書により町長へ報告する	本社	適
下水道処理施設維持管理業者登録規定	Sの4	登録の申請	下水道処理施設維持管理業者登録申請	本社	適
	Sの7	現況報告書の提出	毎営業年度経過後4月以内に、現況報告書類を国土交通大臣に提出	本社	適
	Sの8	変更等の届出	変更があった場合、期間内に書類を国土交通大臣に提出	本社	適
	Sの9	廃業等の届出	その日から30日以内に、国土交通大臣にその旨を届け出る	本社	適
北広島町し尿処理施設における浄化槽汚泥の投入に関する取扱要綱	J 2	投入予定日及び変更の連絡	浄化槽汚泥量に応じ投入予定日をし尿処理職員に承認を受ける	本社	適
広島市浄化槽保守点検業者の登録等に関する条例	J 2	登録	広島市区域内での浄化槽保守点検業の登録義務	本社	適
	J10	営業所の設置等	広島市区域内に営業所設置義務及び浄化槽管理士の専任義務	本社	適
	J10、3		器具備付けの義務	本社	適
	J10、7	浄化槽管理士証の携帯義務	本社	適	
	J 1 1	帳簿の備え付け等	帳簿の記載及び保管の義務	本社	適
J 1 5、3	許可証の交付	浄化槽清掃業許可証提示義務	本社	適	
北広島町廃棄物の処理及び清掃に関する事務取扱要綱	J 3	処理業の許可基準	処理業の許可にあたっては、次の基準（（1）資格、要件（2）施設、器材等）に適合するものでなければならない	本社	適
広島県浄化槽保守点検業者の登録に関する条例	J 3 の 1	登録	県の区域内において浄化槽保守点検業を営もうとする者は知事の登録を受ける	本社	適
	J12	営業所及び浄化槽管理士の設置等	県の区域内において営業所及び浄化槽管理士の設置、必要な措置を行う	本社	適
広島市廃棄物の処理及び清掃に関する条例	J 4	事業者の責務	事業活動に伴う一般廃棄物の適正処理	本社	適
北広島町し尿処理場設置及び管理条例	J 5	使用上の義務	許可業者は、し尿処理場を使用する場合には、町長の指示に従う	本社	適
北広島町廃棄物の処理及び清掃に関する条例施行規則	J 5	業務の実績報告	各月の実績廃棄物の収集、運搬又は処分に関する業務実績報告書により町長に報告する	本社	適
安芸太田町ふるさと清流条例	J5,9	事業者の役割 法令の遵守義務	清流の自然環境の破壊の防止と回復に努める 河川法、水質汚濁防止法、その他の法令に定めのある規定基準を遵守	本社	適
安芸太田町きれいなまちづくり推進条例	J5,9	事業者の責務	環境美化に心掛け、町が実施する施策に積極的に協力する	本社	適
北広島町環境保全に関する条例	J6	事業者の責務	町が行う環境保全・創造に関する施策に積極的に協力する	本社	適
北広島町廃棄物の処理及び清掃に関する条例	J 7	許可業者の遵守事項	許可証を他人に譲渡又は、貸与し若しくは事業を下請けさせてはならない	本社	適
北広島町浄化槽清掃業に関する条例	J 8	委任	この条例の施行に関し必要な事項は町長が定める	本社	適
北広島町浄化槽取扱指導要綱	J 10	浄化槽の使用、保守点検等	浄化槽の使用、保守点検及び清掃を行うほか、各事項を遵守する	本社	適
安芸太田町浄化槽取扱指導要綱	J10	浄化槽の使用、保守点検	浄化槽の適正な維持管理を実施するため各事項を遵守する	本社	適
安芸太田町一般廃棄物処理業許可取扱要綱	J11	許可条件	各種遵守	本社	適
安芸太田町廃棄物の処理及び清掃に関する条例	J 1 5、3	委任	この条例の施行に関し必要な事項は町長が定める	本社	適
広島市火災予防条例	J31	指定数量未満の危険物の貯蔵及び取扱いの技術上の基準	危険物を貯蔵し、又は取り扱う場所において各項目を遵守	本社	適
	J32の2	少量危険物の貯蔵及び取扱いのすべてに共通する技術上の基準	危険物を貯蔵し、又は取り扱う場所において各項目を遵守	本社	適
広島県生活環境の保全等に関する条例（騒音関連）	J 56	学校等の周辺における騒音規制	学校等の周辺における騒音規制	本社	適
	J 57	深夜騒音	近隣家屋における深夜騒音規制	本社	適
広島市一般廃棄物収集運搬業	遵守	許可条件、遵守事項	各種遵守	本社	適
廿日市市液状一般廃棄物収集運搬業	遵守	許可条件、遵守事項	各種遵守	本社	適

【環境関連法規等の遵守状況の評面】

環境関連法規等の遵守状況の評価結果、法規制等の逸脱はありませんでした。

【違反・訴訟等の有無】

過去三年にわたって違反や訴訟はありません。

7 代表者による全体評価と見直しの結果

環境経営目標・計画の各取り組み項目に関しては、●処理施設からの放流水を良好な状態に維持する●電気使用量の抑制●グリーン購入の促進●化学物質の適正管理●水使用量の削減、●環境に配慮した建設工事の施工による苦情0件●交通事故報告書の社内掲示・安全運転の啓発活動●会社周辺及び車庫等の清掃、については目標達成が出来ており引き続き来期も取り組んでいきます。

目標未達成となった●自動車燃料の削減（営業・管理車）ですが、固定で稼働する車両が増加、それに伴い総走行距離の増加によって大きく上回る結果となりました。稼働車両を減らすのは難しいことから、効率的な予定組み立てによって走行距離を減らしていくことを来年度よりの目標をしていきます。

●自動車燃料の削減（収集運搬車両）は、目標を原単位方式に変更して3年目となりますが、引き続き大幅に上回る結果となりました。収集運搬量の増加に対し、燃料使用量の増加比率が大きく、エコ運転や効率的なルート選定、積載量の最大化など改善点は残されてはいるものの現実的な数値へ来年度より見直しを行い、削減に努めます。

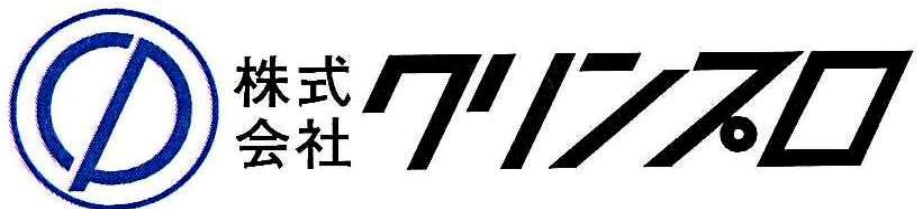
●事務所廃棄物の削減については元々目標値ギリギリを推移していたこともあり、ごみ削減が順調とは言えない状態であったことも原因となりました。廃棄物に繋がるものからリサイクル可能品への切り替えなど、手段の模索を進めていきます。

●廃棄物のリサイクル（紙のみ）が今回も目標を達成できませんでした。紙媒体の減少傾向の影響が出ている可能性が濃厚となっていますが、若干の数値持ち直しも見られるため今しばらくの数値据え置きで目標に取り組めます。

実施体制は前回よりサイト認証での受審となりましたが、目標として据えたもののうち4項目未達成となり、大きな変化に対応しきれていない状況となりました。環境経営方針は据え置き、その確実な水準上昇を得られるよう、人材教育と拡充を引き続き精力的に行っていきます。

ただ、改善の指標となる兆しは見られるため、そこを逃さずに今回目標変更を行った項目達成ができるよう全社意識向上を図り、環境経営方針等の共通認識醸成により、各目標に精力的に取り組む地域環境並びに地球環境の保全に貢献する環境に調和した事業活動を進めていきます。

令和5年4月13日
株式会社クリンプロ
代表取締役 川村広晶



水から広げる環境づくり



<https://cleanpro.co.jp/>

この活動レポートは当社HPでもご覧いただけます

